

災害時等における消防用水の供給支援に関する協定書

千葉市、市原市、四街道市（以下これらを「甲」という。）と千葉中央生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）及び乙の組合員（以下「丙」という。）は、災害時等に必要な消防用水（以下「用水」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲のいずれかの行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時等」という。）において、甲のいずれか（以下要請を行う市を「要請市」という。）が乙及び丙に対して行う用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定め、もって地域の減災に寄与することを目的とする。

（協力の要請及び実施）

第2条 要請市は、災害時等において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して協力要請書（別記第1号様式）により用水の供給要請を行うことができる。ただし、状況により文書での要請ができない場合は、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

2 乙は前項に規定する要請を受けた場合は、迅速に要請業務に従事できるものを丙から選定し、出動を要請するものとする。

3 前項により乙から要請を受けた丙は、業務に支障がない範囲で要請市の要請する業務（以下「業務」という。）を実施するものとし、実施の可否について乙に電話等により回答する。

4 丙は、業務を実施する場合にはコンクリートミキサー車のフロントガラス内側下部に災害協力車両表示（別記第2号様式）を掲示するものとする。

（報告）

第3条 乙は前条第2項の規定により、業務に従事する組合員（以下「応援業者」という。）を選定した際は、要請市に文書で報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

2 応援業者は業務を開始した時は、要請市に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

3 応援業者は業務を完了した時は業務内容報告書（別記第3号様式）により要請市に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 業務に要した費用は応援業者の負担とする。ただし、用水については要請市が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応援業者の業務に要した費用の内、通常業務時間外の人件費又

は応援業者の契約する別の法人が業務に要した費用については、要請市と応援業者が協議の上、負担額を決定するものとする。

(損害の負担)

第5条 業務により生じた応援業者の車両・資機材等の破損に伴う補償については、要請市と応援業者が協議の上、負担額を決定するものとする。

2 業務により第三者に損害が生じた場合には要請市と応援業者が協議の上、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第6条 業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったとき又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。ただし、消防団員等公務災害補償条例が適用される場合は要請市が補償するものとする。

(危険回避)

第7条 応援業者は指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第8条 用水の確保の業務を円滑に進めるため、甲のいずれかは乙又は丙と協議して訓練を実施するものとする。

(連絡体制)

第9条 甲、乙及び丙は、協力の要請及び災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び丙は、前項の規定により定めた連絡責任者を乙に通知することとし、乙は連絡網を作成し、甲及び丙に通知するものとする。

3 前項の規定は、甲、乙又は丙が、第1項の規定により定めた連絡責任者を変更する場合について準用する。

(協議)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定による協議を行う場合は、乙は丙の意見をとりまとめるよう努めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲のいずれか又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第12条 この協定の内容は、協議により随時変更することができる。

(その他)

第13条 甲は、千葉県広域消防相互応援協定に基づき、用水の補給及び必要な機械器具の確保について相互に協力するものとする。

(協定書の保管)

第14条 この協定を証するため、本協定書を15通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 住所 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

住所 千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1
市原市
市原市長 小出 譲治

住所 千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市
四街道市長 佐渡 齊

乙 住所 千葉県千葉市中央区弁天1丁目2番8号
千葉中央生コンクリート協同組合
理事長 小林 秀虎

丙 住所 千葉県市川市新井3丁目6番10号
株式会社内山アドバンス
取締役社長 上 村 清

住所 千葉県千葉市美浜区新港220番地の10
千葉宇部コンクリート工業株式会社
代表取締役 勝 呂 和 彦

住所 千葉県千葉市美浜区新港197番1
千葉菱光株式会社
代表取締役社長 片 山 裕 己

住所 千葉県船橋市日の出2丁目18番1号
京葉アサノコンクリート株式会社
代表取締役社長 小 林 秀 虎

住所 千葉県千葉市中央区都町1278番地
寿生コン株式会社
代表取締役 藤 代 忠 実

住所 千葉県木更津市新田1丁目5番31号
小澤商事株式会社
代表取締役 勝 呂 和 彦

住所 千葉県船橋市海神町南1丁目1599番地

船橋レミコン株式会社

代表取締役社長 嶋 津 恭 宣

住所 千葉県佐倉市長熊290番地

佐倉エスオーシー株式会社

代表取締役 城 之 内 利 彦

住所 千葉県千葉市花見川区横戸町1189番地3

東邦レミコン株式会社

代表取締役社長 嶋 津 恭 宣

住所 千葉県千葉市若葉区大宮町3092番地1号

ヤマカ建材工業株式会社

代表取締役 笠 原 啓 一

住所 千葉県野田市上花輪138

有限会社田中建商

代表取締役 藤 代 忠 実

別記第1号様式（第2条関係）

協力要請書

〇〇〇

〇〇〇 様（乙の代表者）

〇〇〇消防（局）長

災害時等における消防用水の供給支援に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 日 時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
希 望 車 両 台 数	
給 水 場 所	
活 動 場 所	
災 害 の 状 況	

担当 : 〇〇〇消防本部〇〇〇課 〇〇

電話 :

FAX :

E-MAIL :

災害協力車両

(消防用水搬送中)

〇〇〇消防本部 (局)

別記第3号様式（第3条関係）

業務内容報告書

〇〇〇消防（局）長

〇〇〇（丙の代表者）

災害時等における消防用水の供給支援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

活動日時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
活動台数	
活動内容	
給水場所	
その他	